

北九契管第260号  
平成11年2月16日

各局区室長  
教育長  
北九州大学長 様  
議会事務局長  
各行政委員会事務局長

契約室長 西村正幸

### 委託契約書の整備・標準化について（通知）

全市的に委託業務の適正な運用を図るため、昭和58年3月18日付文書で、委託契約書の整備・標準化について通知しているところであるが、すでに15年余が経過した。

この度、本市の業務委託（工事に伴う調査、設計、測量等の委託を除く。）に関する事務処理の指針となる「北九州市委託業務要綱」を一部改正し、平成11年2月16日に助役名で通知したところである。

そこで、この委託業務要綱第11条に規定する委託契約書の記載事項について、改めて委託契約条項の内容を見直し、別添のとおり「委託契約書ひな型」を作成したので通知する。

今後、新たに委託契約を締結する場合又は契約を更新する場合は、このひな型を参考にし、契約の内容と履行に支障のないようお願いする。

なお、この「委託契約書ひな型」を参考にする場合において、留意すべき事項は下記のとおりである。

### 記

#### 1 委託業務例示類型

委託契約書のひな型を作成するに当たっては、本市が実施している委託業務を大きく次の2つに分類している。

##### A型－長期・継続的に実施及び処理させる業務

例えば、各種庁舎・施設等の警備監視、管理運営、清掃等の業務及び各種機械設備等の運転、保守点検等の業務など。

##### B型－契約の履行によって成果物が得られる業務

例えば、各種の調査、研究、検定測定、レイアウト、計画、診断、システム開発、システム設計等の業務など。

## 2 総括的留意事項

- (1) 委託契約書を新たに作成するときは、地方自治法第2編第9章財務第6節契約、北九州市契約規則及び関係諸規程、「北九州市委託業務要綱」等を参照のこと。
- (2) 別添の「委託契約書ひな型」は、必要と考えられる基本的な契約条項を網羅しているが、委託業務の性質又は内容により実態に即して独自に契約条項を変更し、増設し、又は省略すること。また、契約条項中のかっこ書及び重複用語については、委託業務の実態に即して選別し、又は省略して使い分けること。
- (3) 大部分の委託業務は、委託業務例示類型の二つの型により処理できると思われるが、これによりがたい場合は、別添「委託契約書ひな型」を基本又は参考にして、個別に契約書を作成すること。
- (4) 委託業務の具体的内容及び処理方法等については、必ず業務仕様書、業務実施（処理）要領、図面等を作成し、できるだけ明確かつ詳細に定めること。

## 3 個別的留意事項

### (1) 委託業務の名称

いくつかの関連する業務をまとめて委託する場合は、それらの委託業務を総称する名称又は代表する名称を用いること。

### (2) 委託料

A型の場合、委託料は契約保証金及び違約金の算定基礎額となるので、月額のほか、総額・年額を必ず記載すること。ただし、月々の委託料の算定基礎が、実施時期又は業務量（処理回数）等によって異なり、月額によりがたい場合は、別途具体的に記載すること。

### (3) 契約保証金

契約保証金納付の要否については、北九州市契約規則第25条第6項を参照のこと。

### (4) 契約期間

暫定予算の年度で本予算成立後も継続して業務を委託する必要がある場合は、ひな型契約書頭書のかっこ内のただし書を付加すること。

### (5) 業務履行場所（対象）（A型）

委託業務の相手方が業務を履行する場所及び対象を特定するものであり、当該委託業務の履行場所及び対象を具体的かつ明確に定めておく必要がある。履行場所及び対象の特定が複雑で簡潔に記載できない場合は、仕様書及び要領にできる限り詳細に定めること。

※ 北九州市〇〇町〇番〇号北九州市役所〇〇庁舎（会館）及びその附属建物並びに附属物件及びその敷地全域（ただし、〇〇施設を除く。）

### (6) 保証人

保証人については、北九州市契約規則第26条を参照のこと。

### (7) 委託業務（第1条）

委託業務の相手方が履行すべき業務の内容を特定するものであり、当該委託業務の内容を具体的かつ明確に定めておく必要がある。業務内容が特に複雑であるときは、

仕様書及び要領にできる限り詳細に定めること。

(8) 処理の方法（A型・第2条）

処理の方法は、できる限り詳細に定めておくことが望ましい。業務実施（処理）の内容が特に複雑であるときは、仕様書及び要領のほかに図面等も別途添付すること。

(9) 委託料の支払（A型・第3条、B型・第2条）

委託料には業務実施の対価としての報酬と実施に要する着手金等の費用が含まれており、報酬は後払（民法第648条Ⅱ本文）、費用は前払（民法第649条）とされている。また、委託業務の一部が完了した場合、検査に合格した完了部分ごとに支払う部分払の方法がある。（B型で例示。北九州市契約規則第40条を参照のこと。）

しかしながら、委託料が業務の実施及び処理の最終的な結果によって定まる場合は、報酬及び費用ともに、一括後払となるので、これらを考慮して定めること。

なお、B型で一括後払になる場合には、まず第2条中第1項及び第2項を省略し、第3項中「この契約締結後又は」を抹消して使用すること。

(10) 業務計画書等の提出（A型・第5条、B型・第4条）

委託業務の内容及び処理の方法については、仕様書及び要領等で詳細に定めるところであるが、それらを相手方に再認識させ、業務の完全履行を確保し、履行内容に疑義を生じさせないため、具体的かつ詳細な業務計画書等を相手方から提出させること。

(11) 報告義務等（A型・第6条）

長期・継続的に実施及び処理させる業務については、委託業務の適切な進行管理を図るため、仕様書及び要領等において、業務報告書（日誌）の様式を定め、日々の委託業務の実施結果及び処理状況を日報等によって報告するよう義務づけること。

(12) 報告の徴収等（B型・第5条）

委託業務の実態に即して実地調査等が必要な場合は、A型第7条を準用すること。

(13) 従事者の配置等（A型・第9条）

原則として「従事者の配置等」の契約条項は、当条項を基礎として仕様書又は要領に具体的かつ詳細に別途定めることが望ましい。

(14) 従事者等の指導・監督（A型・第10条）

原則として「従事者等の指導・監督」の契約条項は、当条項を基礎として仕様書又は要領に具体的かつ詳細に別途定めることが望ましい。

(15) 契約の解除等（第14条）

第1項各号に規定する解除事由については、委託業務の性質又は内容により実態に即して変更し、追加し、又は省略すること。

(16) 損害賠償責任（A型・第18条）

警備業務等の実施中に相手方の責めに帰すべき理由により、人的・物的損害が発生した場合、その被害額が極めて多額で、警備会社等に全額負担させることが困難となることも想定される。そこで警備会社等が損害賠償保障保険等に加入することを前提として、次のとおり損害賠償の最高限度額を規定する場合がある。その場合、本条項の第2項として次の条項を追加すること。

2 前項の規定により乙が甲に支払うべき損害賠償の最高限度額は、次のとお

りとする。

(1) 財産に対する損害 ○億円

(2) 身体に対する損害 被害者1名につき ○千万円

ただし、1事故につき ○億円

(17) 施設等の供与（A型・第23条）

直接施設等の供与・供給ができない場合は、必要経費をそれぞれ負担することになるが、その場合の規定の仕方は次のとおりであり、委託業務の性質又は内容により実態に即して使い分けること。

（必要経費の負担）

第○条 この委託業務を実施（処理）するために必要な経費等の負担区分は次のとおりとする。

(1) 甲が負担するもの

○○○, ○○○

(2) 乙が負担するもの

○○○, ○○○

(18) 削除

(19) 特許権等の使用（A型・第27条、B型・第26条）

高度で専門的な技術及び知識を要する委託業務については、特許権、実用新案権、意匠権等を使用することがあるので、委託業務の性質及び内容により、実態に即して使い分けること。